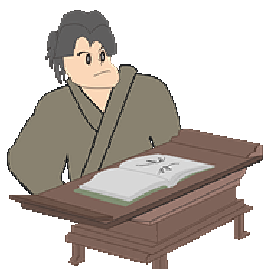


羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

令和5年6月号 vol.104



ご報告です!!
先日、ねこ検定試験の中級・上級の合格通知が届きました(=^・^=)
あちこちで喋りまくっていたので、無事に合格をしてホッとしました。
”一生勉強一生青春”が自分のモットー。専門の税理士業務にかかわる勉強には、もちろん日々精進していますが、専門外の勉強も(おそらく無駄なものが多い(笑))、これからも毎日の生活に取り入れていきたいと思っています。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



インボイス制度の開始が今年10月に迫り、様々な質問を会社の経理担当の方から受けます。今回は、JR乗車券にかかるインボイス保存についてご説明します。

”3万円以上は出張旅費等特例の適用又は領収書を保存”

出張等でJR乗車券等を利用する場合は、インボイスの保存がなくても、帳簿に一定の事項を記載することで仕入税額控除が認められる特例があります。特例が認められるケースと、認められないケースを整理しました。

○公共交通機関特例

1回の取引金額が3万円未満の公共交通機関の利用の場合は、インボイスは不要。帳簿のみの保存でOK。

○出張旅費等特例

従業員が出張旅費等の精算書で旅費精算する場合は、インボイスは不要。帳簿のみの保存でOK。

ただし、法人クレジットカード利用や、会社が直接乗車券等を購入する場合は、従業員との間で精算がなされないため、本特例の適用は不可。

○入場券等回収特例

回収される入場券等にインボイス記載事項があるケース。JR各社は、乗車券にインボイスの記載事項を記載しない方向であるため、本特例の適用は不可。

→3万円以上の場合は、「出張旅費等特例」を使うか、窓口等で別途、領収書を受領し保存するということになります。

「今月の本の紹介」

「天路の旅人」

(沢木 耕太郎 著・新潮社)

第二次大戦末期、中国大陸の奥深くまで密偵として潜入した日本人 西川一三氏を描いたノンフィクション。

チベットで日本の敗戦を知り、その後も、日本人という身を隠しながら、ラマ僧の修行僧としてインドなど各地を旅します。

8年のときを経て、日本に帰ってきて、寡黙に修行僧のような日々を送った彼の生涯は、あまりに希有で、その足跡をたどりながら旅を味わえるノンフィクションです。

「気まぐれ簡単レシピ」

<簡単 鶏肉おつまみ>

- ・鶏むね肉 1枚(300g)→縦半分に切り、削ぎ切り
- ・醤油 大1、マヨネーズ 大1、みりん 大1、鶏がらの素 小1/2、おろしニンニク 適量 (A)
- ・片栗粉 大4

- ①ポリ袋に鶏肉と(A)を入れて、揉み混ぜ20分程漬け込む。
- ②片栗粉を入れてよく混ぜたら中火で焼く。
- ③焼き色が付いたら裏返し、蓋をして3分蒸し焼きにする。

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号

羽田博樹税理士事務所